

教小企第5195号
令和2年3月30日

学校長
校長代理

教育委員会事務局 小中学校企画課長
教職員労務課長
教育課程推進室長
高校教育課長
特別支援教育課長
人権教育・児童生徒課長
健康教育課長
学校教育事務所指導主事室長
こども青少年局 放課後児童育成課長
障害児福祉保健課長

4月8日以降の短時間での教育活動の再開等に係る対応について（通知）

令和2年度における市立学校の4月8日以降の教育活動について、令和2年3月30日付教小企第5188号「4月8日以降の短時間での教育活動の再開等について」に基づき、感染状況の大きな変化がない限り、4月30日までについて次のとおり実施しますので、各学校におかれましては準備をお願いします。

1 教育活動再開について

(1) 新学期の短縮授業

感染・接触の状況を把握し、原則として校内に「新型コロナウイルス感染症」を発症した児童生徒、教職員、支援員等がない場合に実施することとします。なお、児童生徒が発症した場合は健康教育課に、教職員、支援員等が発症した場合は教職員労務課にご相談ください。

(2) 日程等

小学校、中学校、義務教育学校

令和2年4月8日（水）～4月30日（木）半日程度（4校時まで）の短縮授業

※ 通級指導教室は4月30日（木）まで指導を行いません。

高等学校及び附属中学校

令和2年4月8日（水）～4月30日（木）時差通学を実施した上での短縮授業

※ 定時制は学校の実情を踏まえた対応とします。

特別支援学校

令和2年4月8日（水）～4月30日（木）半日程度の授業

※ 訪問籍、分教室、院内学級等は学校の実情を踏まえた対応とします。

2 児童生徒の状態等の把握と支援について

(1) 健康に関すること、感染の予防

ア 健康に関する把握と支援について

- 免疫力を高めるためにも、十分な睡眠をとること、適度な運動を行うことや栄養バランスのとれた食事をとることを心がけて、規則正しい生活を送るよう指導してください。
- 安全に配慮し、運動や遊びなど体を動かす機会を設けてください。
- 石鹸を用いた正しい手洗い、咳エチケットを指導してください。
- 共有スペースのうち児童生徒がよく触れる箇所、共有物を消毒してください。
- 健康観察票等を使い、家庭と連携した健康観察、健康管理を実施してください。
- 朝の検温を忘れてきた児童生徒には、保健室等で検温、健康観察を行ってください。発熱している場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。
- 特別支援学校においては、時差通学など各校の事情に応じた工夫をお願いします。スクールバスを運行している特別支援学校では、バス内の換気の徹底や可能な範囲で座る間隔を空けるほか、必要に応じて保護者の自家用車による通学への協力のお願ひも併せて行ってください。スクールバスの混雑を避けるため、やむを得ず、学年等により分散して登校する場合は特別支援教育課まであらかじめご連絡ください。

イ マスクの装着等の指導について 参考 別添資料1

多くの学校においては人の密度を下げることに限界があります。咳エチケットの要領で、場面や状況に応じてマスクの装着等について指導してください。

ウ 出席停止等の扱いについて

児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導をしてください。この場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、「ト」書きにしてください。理由は「感染症による経過観察のため」とします。

エ 定期健康診断について

医師会、歯科医師会、検査機関等と調整し、別途通知します。

(2) 児童生徒の支援に関すること

ア 心のケア、いじめへの対応を含む児童生徒への支援について

感染症や疾患をきっかけとしたいじめ、偏見、差別等が生じないように指導にあたりるとともに、不安な気持ちで過ごしている児童生徒や保護者等への心のケアのために、カウンセラーによる面接の実施や外国籍、外国につながる児童生徒等の人権に十分に配慮した対応をしてください。

イ 日本語支援が必要な児童生徒について

一斉臨時休業に伴い中止していた「日本語教室」、「学校ガイダンス」、「プレクラス」を再開します。各事業の詳細は別途通知しますが、開始日は次の通りです。

日本語教室：4月13日（月）、学校ガイダンス：4月14日（火）、プレクラス：4月15日（水）

ウ 横浜教育支援センターについて

横浜教育支援センター（ハートフルスペース、ハートフルルーム、ハートフルフレンド）は、4月8日（水）から、感染拡大のリスクへの対応について十分に留意し、活動を実施します。

3 児童生徒の学習について

(1) 学校における学習環境衛生について 参考 別添資料2

①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を十分に保ち、授業を行うようにしてください。

(2) 補充のための授業について（前学年までの学習内容の扱い）

令和2年3月9日付教小企第4594号通知のとおり、各学校の状況に応じて、4月中のなるべく早い時期に、補充のための授業を行ってください。実施に当たっては、各学年の未履修等の学習状況を十分に把握し、家庭での学習として行った内容や4月に補充的に行う内容を含め、学年間で丁寧に引き継いでください。小学校(小学部)6年生については、履修の状況を確実に進学先の中学校(中学部)へ引き継いでください。

なお、4月30日までの措置により、授業時数が標準授業時数を下回ることもあっても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。

(3) 家庭での学習について

新年度の学習がスムーズに進行していくよう、課題を課すなど、各学校で必要な措置をお願いします。

4 学校行事等について

4月に実施予定の学校行事等（授業参観や集会等を含む）については、「3つの条件」※が同時に重なることのないよう、感染拡大防止や内容の変更、実施方法の工夫の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行ってください。

※①密閉空間であり換気が悪い②手の届く距離に多くの人がある③近距離での会話や発声がある

4月に実施予定の「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」の延期等によってキャンセル料等が発生した場合については、国の動向を踏まえ、教育委員会としてもどのような支援ができるか検討してまいります。

学校行事を変更する場合には「横浜市立学校行事に関する諸届等の取扱い要項」に従い、22～24号様式等の再提出が必要です。

なお、春の運動会・体育祭の計画にあたっては、実施方法や内容（例えば、半日程度の開催など）の工夫をご検討ください。

5 給食及び昼食について

- 小学校及び義務教育学校（前期課程）
基準献立については4月13日（月）より実施します。なお、独自献立を予定している場合は、各学校の計画に基づき実施してください。
- 中学校及び義務教育学校（後期課程）
中学校における昼食（ハマ弁、家庭弁当、業者弁当）は、4月8日（水）以降で、各学校の事前の計画に基づき実施してください。
- 高等学校及び附属中学校
各学校での対応とします。
- 特別支援学校
各学校が計画している独自献立により実施をお願いします。
給食を実施していない学校については、各学校での対応とします。
- 注意事項
 - ・ 配食時は、児童生徒、教職員ともにマスクの装着等をお願いします。
 - ・ 児童生徒、教職員ともに、配食前及び食事前の手洗いを徹底してください。
 - ・ 食事にあたっては、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど、飛沫を飛ばさないよう配慮をお願いします。
 - ・ 窓を開けるなど、換気に努めてください。

6 部活動等について 参考 別添資料3

中学校及び義務教育学校において部活動を実施する場合、活動日数は各部、週3日以内とします。活動時間は、帰りの会や清掃終了から2時間以内として、その後は完全下校とします。土日に実施する場合は、いずれか1日を活動日として、3時間以内の活動としてください。また、朝練習は実施しないこととします。

なお、実施に際しては、感染拡大防止の措置を講じてください。
小学校における特設クラブ等についても、これに準じます。

7 放課後キッズクラブについて

全児童を対象とした利用区分1の利用を段階的に開始するため、密集性を回避して感染症を防止する観点等から、空き教室・学校図書館・校庭・体育館などの提供について、可能な限り協力をお願いします。

- 4月8日（水）～11日（土）
課業時間終了後から、利用区分2の児童のみを対象として開所します。
- 4月13日（月）～30日（木）
上記に加え、利用区分1の児童の短時間利用（概ね90分程度）を開始します。

8 その他

- (1) 放課後等デイサービスの開所時間は各事業所によって異なりますので、事業所との連携について、引き続きご協力をお願いいたします。特別支援学校はまっ子ふれあいスクールは、学校の課業時間終了後から開所します。
- (2) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等の登校にあたっては、保護者と学校間で、主治医等への相談状況を共有してください。その上で、当該児童生徒の状態等に基づき、個別に登校の判断をす

るようお願いします。これにより、登校できない場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒または保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、「ト」書きにしてください。理由は「感染症による経過観察のため」とします。

(3) 副学籍交流については、4月30日（木）まで実施しないようにお願いします。

9 参考

文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について（3月26日時点）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

【担 当】

教育委員会事務局	小中学校企画課 6 7 1 - 3 2 6 6
	教職員労務課 6 7 1 - 3 2 4 7
	教育課程推進室 6 7 1 - 3 7 3 2
	高校教育課 6 7 1 - 3 7 4 3
	特別支援教育課 6 7 1 - 3 9 5 8
	人権教育・児童生徒課 6 7 1 - 3 6 9 9
	健康教育課保健係 6 7 1 - 3 2 7 5
	健康教育課給食係 6 7 1 - 4 1 3 6
こども青少年局	放課後児童育成課 6 7 1 - 4 1 5 1
	障害児福祉保健課 6 7 1 - 4 2 7 9

ハンカチでマスクをつくろう



横浜市教育委員会
(健康教育課HP掲載)

用意するもの

ハンカチ



40cm～50cmくらいの大き
さがよい

ヘアゴムまたは、輪ゴム



輪が大きめがよい。
輪ゴムは、3つくらいな
げておす。

①ハンカチをおる

$\frac{1}{2}$



半分にお
います

$\frac{1}{4}$



さらに
半分にお
います

$\frac{1}{8}$



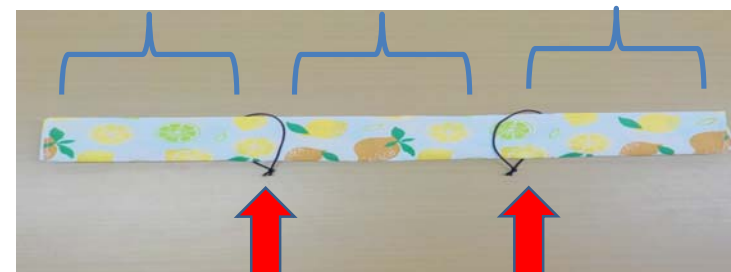
さらに
半分にお
います

②ハンカチにゴムをとおす

$\frac{1}{3}$

$\frac{1}{3}$

$\frac{1}{3}$



幅3等分の位置にヘアゴム(輪ゴム)を
左右に通します

③ハンカチを内がわにおいこむ



ハンカチのはしとはしが重なるように
おいこみます

④できあがり!



自分のハンカチでかんたんにマスクが
つくれます!

マスクをつけるときは...



みんなで
ハンカチマスク
をつくってみて
ね



顔にフィットするようにハンカチをのびし
ながらつけましょう

マスクについて

- ①マスクの表面をさわったら、手洗いを
しましょう
- ②マスクは一日一回洗いましょう
- ③汚れたら、そのつど洗うようにしま
しょう

参考資料

マスクの作り方(文部科学省ホームページ「子供の学び応援サイト」内)
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた教科等の授業実施の工夫について

(参考)

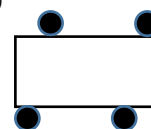
新年度の学校再開により、各学校の教育活動においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら進めていく必要があります。特に教科等の指導については、児童生徒の学習を保障しながら、感染防止を図り、健康、安全を担保することが肝要です。

文部科学省通知に示された、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえ、教科等の授業を実施するためには、日々の児童生徒及び教職員の健康観察を確実に行うとともに、次の内容を参考にしながら、教育活動を進めてください。

1 教育活動全体における留意点

- (1) 換気する・・・可能な限り、室内を換気しながら授業を実施する。その際、効率的な換気となるよう2方向の窓やドアを同時に開ける。授業中の換気が難しい場合は、授業後の休み時間に、必ず換気する。
- (2) 密集を避ける・・・座席の間隔をできるだけ空ける。
- (3) 近距離での会話、発声を控える・・・授業によっては、座席を向かい合わせて行うこともあるが、しばらくは控える。特別教室等で向かい合う机で授業をする際には、少なくとも互いが向かい合わないように座る位置をずらす。
- (4) その他
 - ・集会等で体育館や武道場を使用する際には、集める人数を最小限にしたり、整列する際には、児童生徒の間隔を通常以上に空けたり、窓やドアを開けた状態で実施したりする。
 - ・健康診断等では、近距離で整列しないような配慮をする。健診器材の消毒時間等で通常より時間がかかることを踏まえて、健診時間を計画する。
 - ・学習の実施時期を入れ替えるなど、必要に応じて年間指導計画の見直しを行う。

(例)



2 授業等における感染防止策の例

- (1) 「3つの条件」が同時に重ならないように配慮して授業を実施する。
- (2) 手洗いと咳エチケットを徹底する。
 - ・授業後は、石鹸による手洗いを徹底する。ハンカチ、タオルの貸し借りはしないようにする。
 - ・咳エチケットを徹底する。マスクが手に入りにくいので、教職員が、ガーゼハンカチ等の手作りマスクを着用すると、児童生徒も着用しやすい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の主な感染経路は、飛沫感染であることを認識する。

(4)活動場面ごとの感染防止策の例

教科等	活動場面例	感染防止策の例
国語	音読 対話形式での活動 大勢に向かって話す活動	<ul style="list-style-type: none"> ・全員が前を向いた状態で活動する。 ・相手との距離をとって話合いを進める。 ・部屋の大きさ、声を出す向き等に留意する。
社会 道徳 特別 活動 総合	対話形式での活動 大勢に向かって話す活動	<ul style="list-style-type: none"> ・相手との距離をとって話合いを進める。 ・部屋の大きさ、声を出す向き等に留意する。
算数、 数学	プログラミング	<ul style="list-style-type: none"> ・可能であれば、タブレット端末やパソコン（キーボードやマウス）などの消毒を行う。
理科	実験	<ul style="list-style-type: none"> ・実験器具の数が少ない場合は児童生徒が密集することも考えられるため、できる限り少人数にし、密集する時間を短くする。 ・唾液を使う実験、密閉空間が必要な光を扱う実験、手をつなぐ必要がある実験などは、学習の実施時期を入れ替えるなど、必要に応じて年間指導計画の見直しを行う。
生活 理科	観察	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然や植物、昆虫などを観察する場合は、観察対象を増やすなどして、密集せずに観察できる環境を整える。 ・同じ観察対象を複数の児童生徒が触らないようにする。 ・屋外での活動の場合も少人数グループで活動する。
生活	学校内の探検	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の範囲や順番を決めたり、少人数グループで活動したりする。
音楽	歌、合唱、演奏、合奏	<ul style="list-style-type: none"> ・歌う場合はマスクを着用し、部屋の大きさや（体育館等の広い場所を検討）、声を出す向き等に留意する。 ・リコーダー等は個人所有のものを使用する。演奏する場合は、呼吸を使うため、間隔を十分にとるなどの配慮をする。 ・打楽器類や箏、太鼓を扱う場合は通常、一台の楽器を数人で順番に使うため、手洗いをこまめに行うなど配慮をする。
図画 工作	造形遊びをする活動	<ul style="list-style-type: none"> ・個人での活動を基本として行う。 ・材料や用具を共同で使ったり、交換したりしないようにする。材料や用具を共同で扱う場合は、活動の前後に手を洗うなどして清潔さを保つようにする。
図画 工作、 美術	絵や立体に表す活動、 工作に表す活動 絵や彫刻などに表現する活動、デザインや工芸などに表現する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・個人での活動を基本として行う。 ・図工室・美術室では対面にならないように座る。普通教室で活動する場合は、机を前向きにして行う。 ・材料や用具はできるだけ個人所有のものを使う。
音楽 図画 工作、 美術	鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> ・グループでの活動を控え、一人ひとりがじっくり考える活動を主とした授業展開を工夫する。 ・気付いたことや感じたことなどの共有は、学習カードやワークシートなどを使って行うようにする。

家庭、 技術 家庭	調理活動	<ul style="list-style-type: none"> ・実習時期を見直したり、調理室の環境などによっては個人で取り組んだりする。
技術 家庭	設計、製作活動	<ul style="list-style-type: none"> ・工具等の共用や教室内の移動を制限する。技術室の環境などによっては、個人で取り組むようにしたりする。
体育、 保健 体育	ボール運動・球技	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期の変更が困難な場合は、一人一個のボールを基本に個人でできる運動を中心に計画する。 ・ゲームは最小限の実施とする。 ・密集する運動は控える。 ・ビブスは使い回さない。
体育、 保健 体育	学習用具の準備・片付け 体づくり運動 (縄跳びなど) 器械運動	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が道具の準備・片付けをする場合は、一人一つのものに限定する。 ・大人数でないと動かせないものは、授業のたびに動かさなくてすむよう同じ学年で連続して授業ができるように時間割を工夫する。 ・開始、終了時に手洗いをしっかり行う。
YICA、 外国語	コミュニケーション 活動、国際理解教室の 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・体験を取り入れた活動などは、身体接触(握手やハイタッチ等)を伴わないように留意する。
特別 活動	集会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・換気が可能な会場と参加人数を検討し、実施する。
特別 活動	学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・活動場所が屋内か屋外か、外部の人が来校するかなどの条件を十分検討し、「3つの条件」を踏まえて取り組む。 ・運動会、体育祭等の実施に当たっては、「3つの条件」が同時に重なることのないよう、実施内容や方法(例えば半日での開催など)を工夫する。必要に応じて延期など実施時期について検討する。
	給食、弁当	<ul style="list-style-type: none"> ・時間をかけて石鹸による手洗いを徹底する。 ・向かい合わない状態で食事をする。 ・グループでの食事や会話は控える。 ・白衣の保管場所などに留意し、清潔さを保つようにする。

新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた部活動等の指導の工夫について(参考)

— 学校の感染症対予防対策 —

身体が疲れているときや、睡眠不足の状態である等、免疫力が低下している状態でウイルスに感染すると、発症しやすくなります。食事や睡眠などを中心とした生活リズムを見直し、体調を整えておくことが基本です。児童生徒が健康な状態にあって、さらに感染症対策を行うことが、自分のためにも集団のためにもなり、周囲への気配りの大切さに気付かせる機会の一つにもなります。

感染症予防を、部活動全体の力を高める取組の一つとして捉え、健康管理を徹底させましょう。

部活動等で新型コロナウイルス感染症感染者を出さないために
集団感染のリスクへの対応を！

1 健康管理

(1) 健康観察の実施

活動の前後に必ず健康観察を行い、記録を残しておきましょう。

- 食事をとることができているか。
- 睡眠を十分とることができているか。
- 咳は出ていないか。
- 熱はないか。

(2) 活動時間

部活動ガイドラインに準じた活動時間で実施しましょう。

- 各部週に3日以内の活動（高校は除く）。土日は、どちらか1日。
- 1日あたりの活動時間を、平日は2時間以内、土日は3時間以内。
- 活動内容を精選し、可能な限り短時間の活動。

(3) 活動の調整

- 練習メニューの見直しと十分な準備運動、活動の方法や量・強度の調整。
- 朝練習は行わない(睡眠時間確保、体力温存、朝の健康観察に余裕ができる)。
- 他校との練習試合、合同練習は行わない(感染拡大の防止)。

2 衛生管理

(1) 日常の清掃(児童生徒が行う際にも配慮をお願いします。)

感染対策において清掃はとても重要です。清掃がきちんと行われていることで、初めて消毒も効果が発揮されます。普段の整理整頓と同様に、日常の清掃をきちんと行いましょう。

- 床の掃き掃除・拭き掃除。
- 蛇口、流し、排水口等、手洗い場の清掃。
- 天気のよい日は窓を全部開け、空気の入替え(換気の励行)。
- 鼻水や痰のついたティッシュペーパーや、使用したマスク等の処理(感染源となる)。
- フタ付きのゴミ箱の用意。用意できなければ、毎日ゴミをビニール袋に密閉して捨てる。

(2) 飲食時の水拭き

飲食前後には机を清潔なふきんで水拭きします。テーブル、椅子、床等の食べこぼしも清掃してください。

(3) 消毒の実施

消毒には適切な薬品を使います。学校で日常的に使用しているアルコール、次亜塩素酸ナトリウム水等で拭く方法が一般的ですが、薬液が使えない場合は陽に当てます。

○ドアノブや手すり、照明のスイッチ・押しボタン等多くの人が触れるところ。

○ボール、タイマー、ストップウォッチ、キーボード、練習道具等共用で使う物。

3 保健指導

(1) 手洗いの徹底

通常、接触によって体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しません。多くの場合は病原体の付着した手で口、鼻又は眼を触ることによって、体内に病原体が侵入して感染が成立します。最も重要な対策は、手洗い等により手を清潔に保つことです。石けんを用い、流水でしっかりと丁寧に洗います。正しい洗い方については、適切なタイミングで指導してください。

また、濡れたままの手にはウイルスが付きやすいので、清潔なハンカチやタオル等で十分に拭かせてください。

○活動、練習、トレーニング、製作活動等の後。

○鼻をかんだ後、トイレの後、食事の前後。

○掃除の後、ゴミ等を片付けた後。

(2) 換気

○2方向（対角線）の窓や扉を開けておく。天候等により困難なときは、通常の休み時間を想定し、1時間ごとに5分～10分程度換気する。

(3) 水分補給

乾燥する中での活動は、鼻や喉の粘膜が乾きがちになり、免疫力が低下する可能性があります。

(4) 物品等の管理

○コップ・タオルは個人用として貸し借りせず、保管時にも他人のものと接触させない。

○ビブス、帽子、練習着等は使い回さず、使用後は洗濯。

○その他道具や機材等は、できる限り使用する個人を固定化。

4 取組の具体例

ここからは具体例を示します。実際の活動にあたっては、各学校や各部活動の状況及び、児童生徒の実態に合わせて適切に判断してください。

【活動しない判断】

- ・活動予定表に、体調の記録、体調が優れない場合の欠席と欠席連絡の徹底、保護者への受診依頼等を掲載しておく。
- ・児童生徒に、一人ひとりが体調管理をすることの重要性を説明しておく。

【換気の実施・工夫】

- ・体育館、武道場、教室等の窓や扉を開けたまま活動する。
- ・窓や扉を開けたままにすることが困難であれば定期的に換気を行う（1時間あたり10分程度）。
- ・換気扇等を活用して空気が入り出す状況を作り出すような工夫をする。

【手洗い・洗顔・うがいの徹底】

- ・定期的な休憩時間の設定と併せて行う。活動後の手洗い、洗顔、うがいを徹底する。
- ・クールダウンと併せて、手洗い・洗顔・うがいタイムを設定する。

【接触を避ける】

- ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は避けるようにする。
- ・ウォーミングアップ・クールダウンはバディを組まず、各自で行う。
- ・試合前後の握手を控え、会釈にする。
- ・不特定多数の人が利用する施設での活動は行わない。

【衛生管理】

- ・タオルは置き場所から自分で取り、自分で戻す。必ず自分のものを使う。
- ・コップの使いまわしをしない。コップの保管方法についても接触がないように工夫する。
自分の水筒を準備する。
- ・部でジャグを準備する場合は、自分のコップまたは使い捨ての紙コップを利用する。使用する際には、手を洗ってから使用する。

【こまめな水分補給をする】

- ・活動時間内に計画的に給水タイムを設定する。

【使用する道具等の手入れと消毒】

- ・活動前後にボールを拭く。→雑巾等は洗濯する。→手を洗う。
- ・活動前後にストップウォッチ・タイマー・電動ホイッスルなどをアルコールで拭く。
- ・ボールかごを風通しの良い屋外に出し、ボール等を陽に当てる。
- ・防具類を陽に当て干す。
- ・使用する道具、機材、タブレット、PCのキーボード等の掃除や消毒を心がける。
- ・道具や機材等は、可能な限り使用する個人を固定化する。
- ・楽器を使う場合、マウスピース（口に直接あたる部分）や手で触れる部分を、可能な限り洗浄または消毒する。
- ・楽器を使う場合、メンテナンスのためのクリーニングクロスやスワブなどを、こまめに取り替えたり洗濯・消毒したりする。

【練習形態の工夫】

- ・空間を広く使い、近距離での会話を避けるような工夫をする。例えば音楽関係及び演劇等のステージ発表を行う部活動の場合は、当面の間、個人練習及びパート練習を基本とする。各教室や廊下等を十分に活用し、一人ひとりの間隔を開け、人数を分散させて活動するようにする。

【集合が必要な時】

- ・集合する必要がある場合でも、いくつかのグループに分ける等、なるべく全体の人数を少なくする工夫をする。
- ・音楽関係及び演劇等のステージ発表を行う部活動で、全体練習等を行う場合は、武道場や体育館等の広い空間を確保する。この場合でもできる限り会場中に広がり、一人ひとりの間隔をとって活動する。
- ・集合は必要最小限の時間とする。

5 参考資料

(文部科学省 Web ページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」)

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html